

【委員会記録－令和8年9月7日－20260907－05－議員定数等検討委員会】

開催日 令和8年9月7日（月）
開催場所 議会中会議室
開催時間 11時25分～11時40分
出席議員 11人のうち11人出席
柳下委員長、米村副委員長
山本、芥川、山口、難波、斉藤、菅原、近藤、谷口、小川の各議員

議題

次の議題について協議した。

議員の定数、選挙区等に関する協議

（柳下委員長）

ただ今から、議員定数等検討委員会を開会いたします。

本日の議題は「議員の定数、選挙区等に関する協議」についてであります。

前回、7月13日の当委員会において、「論点整理」の論点2から5までの「選挙区」及び「各選挙区において選挙すべき議員の数」につきまして、各会派、お持ち帰りいただいたところであります。

それでは、論点2から5までの検討結果について、論点ごとに各会派の御意見を順次御発言願います。

なお、論点4につきましては、その理由も御発言くださいますよう、お願いいたします。

また、その他の選挙区の設定についても、御意見がある場合には、併せて御発言くださいますよう、お願いいたします。

（芥川委員）

我が会派といたしましては、正副委員長から論点整理として示された、2から5までの各論点について申し上げます。

まず、論点2については、強制合区の対象となった選挙区は除き、現行の選挙区を維持する案を提示させていただきます。

次に、論点3の強制合区が生じた場合の取扱いについては、強制合区の対象となった選挙区は、三浦市選挙区のみであることから、論点4で申し上げさせていただきます。

次に、論点4の三浦市選挙区の扱いについては、まず、結論としては、横須賀市選挙区と合区する案を提示させていただきます。

理由を申し上げます。前回の選挙では、三崎漁港の発展及び地域産業の活性化のため地域代表を確保する必要があること、配当基数も強制合区の対象となる0.5を僅かに下回る状況であったことなどの理由から、総合的に判断し、公職選挙法の規定を適用し、特例選挙区として存置したところであります。

しかしながら、令和7年の国勢調査結果速報値によれば、県全体の人口は、令和2年の前回調査から約4万3千人減少し、減少率はマイナス0.5%で微減でありましたが、三浦市の人口は約3千4百人減少し、減少率はマイナス8.1%となっております。

そして、人口減少に伴い一票の較差も拡大しております。三浦市を特例選挙区として存置した場合、議員1人当たりの人口が最も多い座間市選挙区との較差は3.41倍となり、前回選挙の3.14倍から拡大しております。

以上から、結論として、憲法等が求める投票価値の平等を考えた際に、例外的処理を

することが必要かつ合理的であるかを総合的に判断した結果、一票の較差の拡大を看過できないことと考え、三浦市選挙区を特例選挙区として存置させず、横須賀市選挙区と強制合区を行い、選挙区の名称は横須賀市・三浦市選挙区とする案を提示させていただきます。

最後に、論点5については、各選挙区の定数は公職選挙法の原則どおり、人口比例で配分する案を提示させていただきます。

（菅原委員）

お示しいただきました論点2から5について、会派の意見を述べたいと思います。

まず、選挙区についてであります。強制合区の対象となる地域を除き、現行の選挙区を維持することが適当であると考えています。

次に論点3、強制合区の対象となる選挙区についてです。強制合区の対象となる選挙区がある場合には、歴史的背景、住民生活や経済活動の実態、広域連携の取組等を総合的に考慮して、どの近隣選挙区と強制合区するかを検討する方針が良いと考えています。

次に、特例選挙区についてであります。三浦市の特例選挙区については、今回は特例を解消し、横須賀市と合区とすることが適当と考えます。前回、令和4年の検討においては、三浦市の地域特性や地域代表性などを総合的に考慮し、特例選挙区として存続させる判断をしたと認識をしています。一方で、特例選挙区はあくまでも当面の間の例外的な措置であり、三浦市の人口減少は続いており、配当基数は今回も、前回よりさらに低下しています。また、特例を維持した場合の最大較差が3.41倍となるのに対し、横須賀市との合区をした場合には、2.74倍まで縮小することが示されています。地域代表性に配慮することは重要であります。一票の較差是正も県議会として重視すべき原則であります。そのため、特例選挙区を解消し、原則に立ち返って、横須賀市との合区とすることが適当であると考えます。

最後に、論点5、各選挙区における議員数についてであります。各選挙区における議員数は、公職選挙法に定める原則のとおり、人口に比例して配分することが適当であると考えます。

（近藤委員）

かながわ未来県議団として、お示しのあった論点2から論点5について意見を申し上げます。

まず初めに、論点2であります。強制合区の対象となる選挙区は除き、現行の選挙区を維持することで良いと、このように考えます。

次に、論点3についてであります。強制合区の対象となる選挙区についてであります。正副委員長お示しのとおりの方針に我々も同意いたします。

最大のポイントと考えておりますのは、論点4であります。三浦市選挙区の特例選挙区についてであります。これまで、三浦市選挙区は、人口が議員一人当たりの人口の半数に達していないものの、三浦市の特殊な産業構造であったり、その街の特殊性を鑑みて、我々は特例選挙区として、認めてまいりました。ただし、令和7年度の国勢調査の速報値を見ても、一層人口が減少するような状況があると同時に、人口が議員一人、最大の座間市と比べた場合に、3.4倍以上の較差が発生しているような状況にあります。このことを鑑みて、我がかながわ未来県議団としては、三浦市の特例選挙区を廃止するとともに、隣接する横須賀市と強制合区をすべきと考えます。

次に、最後に論点5であります。各選挙区における議員数は公職選挙法に定める原則

どおり、人口に比例して配分する方針でよろしいと、そのように考えております。

（谷口委員）

まず、論点2についてですけれども、現行の選挙区については、強制合区の対象となる選挙区は除いて、維持するべきというふうに考えます。

論点3につきましても、強制合区の対象となる選挙区がある場合には、歴史的経緯、住民の生活や経済活動の実態、広域連携の取組等を総合的に考慮して、どの近隣選挙区を強制合区するか検討すべきであると考えます。

論点4につきましては、国勢調査の速報値の結果、今、先行会派でもお話がありましたように、最大較差が3.41倍ということを考えると、これは今回は近接する横須賀市と合区すべきであるというふうに考えます。

論点5につきましては、各選挙における議員数は公職選挙法に定める原則どおり、人口に比例して配分すべきであると考えます。

（小川委員）

県政会としましては、論点2、論点3、論点5につきましては、先行会派の方々の御意見と同様でございます。

論点4につきましては、ちょっと申し上げたいことがありまして、現行の特例選挙区を維持すべきという立場でございます。前回の決定理由、他の会派の方々もお述べになっていらっしゃるけれども、配当基数が限りなく0.5に近いということが特例選挙区に選んだ理由でございまして、その0.47が0.44になったということ以外は、特定第三種漁港であり、それを守っていかなくてはいけないという点においては、状況が変わっていないというふうに考えております。0.47が限りなく0.5に近い、0.44は限りなく0.5に近くないのかと、その部分を検討した場合に、適切な目安というか、そういうものは現在示されていません。

なので、次回の国勢調査においての結果を見て、特例選挙区を解消するべきかしないかということを決めるのが、前回お示した理由を、議会として責任を持って継承するという立場から言うと、次回の国勢調査の結果で判断するというのが適切ではないかというふうに考えております。

また、周知期間においても、歴代の条例改正における歴史を見ますと、当初は4か月しかない周知期間だったものを、議会としての反省を踏まえて、1年であったり10か月であったりというのが適切であろうと、平成22年度は1か月しかありませんでしたけれども、そういう配慮をしてきたということからすると、もし特例選挙区を解消するのであれば、もう少し早く結論を出してあげるべきだったんじゃないかなというふうに考えております。

（柳下委員長）

貴重な御意見を頂き、ありがとうございました。

論点4の三浦市選挙区の取扱いについては、横須賀市選挙区と強制合区すべきという意見と、今回は特例選挙区として続けるべきという意見があり、意見の一致が見られませんでした。

今後、報告書の作成に向けて、当委員会としての結論をまとめる必要があります。

そこで、本職といたしましては、論点4三浦市選挙区の取扱いに係る当委員会の結論を採決により決定することにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(柳下委員長)

それでは、採決いたします。

採決は、挙手により行います。

論点 4 三浦市選挙区については、特例選挙区として存置せず、「横須賀市選挙区」と強制合区することに御賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

(柳下委員長)

挙手多数と認めます。よって、そのように決しました。

それでは、当委員会としましては、選挙区及び選挙区定数は、強制合区の対象となる選挙区を除き、現行の選挙区を維持すること。

人口減少に伴い、一票の較差が拡大していることなどの理由から、三浦市選挙区は特例選挙区として存置せず、横須賀市選挙区と強制合区とすること。

各選挙区における議員数は、公職選挙法の定める原則どおり人口に比例して配分すること。を当委員会の結論としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(柳下委員長)

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、これまでの当委員会での結論については、国勢調査結果確定値が公表された後、その結果を踏まえた上で、最終決定いたします。

次に、少数会派への意見聴取についてです。

当委員会で協議をしております、議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数につきましては、いずれも重要な事項でございますので、委員が割り振られていない少数会派から意見を聴取しておくことが適当であろうと考えます。

そこで、これらのことにつきましては、当委員会設置要綱第 8 条の規定に基づき、少数会派の意見を文書により聴取することにしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(柳下委員長)

それでは、そのようにさせていただきます。

聴取の結果につきましては、次回の当委員会で提示させていただきますので、御了承願います。

本日、予定しておりました事項は、以上でございますが、この際、何かございましたらどうぞ。

(特になし)

（柳下委員長）

それでは、次回は、9月11日に開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、開始時間につきましては、調整の上、改めて御連絡いたします。

これをもちまして、議員定数等検討委員会を閉会いたします。御苦勞様でした。

以 上